

令和6年8月 農業委員会議事録

開催日：令和6年8月26日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時59分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 6 年 8 月 2 6 日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2 階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	欠
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 窪 田 知 美

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 越谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）
の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時56分

9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。

まだ暑い日が続いておりますが、多少温度も下がって35度ぐらいで落ち着いているのですが、なかなか外にいと暑くて暑くて、37度から比べれば多少涼しいのでしょうけれども、なかなかこの暑さも身にしてみいております。長期予報によると、9月、10月は平年より暑いということで、11月は平年並みになるということです。秋はほんの僅かですぐ冬になってしまうのかなと思っております。

皆さんも危惧していると思いますけれども、この台風10号、最初の予報円だと和歌山のほうへ上陸して関東のほうへ向かってくるのではないかというのが、どんどん西にそれたので、今朝のニュースだと鹿児島島のほうから上陸してくるようで、去年でしたか、関西空港で水浸しとか、タンカーが連絡橋に衝突したりというときとコースが似ていて、大きさも似ているということです。どっちにしても海水温が高いから、発達して風はかなり強くなるようです。上陸すれば弱まってきますが、弱まってもどのぐらいまで弱まるか、また今の進路だと台風の東側が関東になりますので、風が強くまた、雨も降りますので、太平洋上に進むよりは大きな被害が出る可能性が高くなるのかなと思っております。台風の進路については何もできないので、自然に任せるしかないかなと思います。

もう稲刈り時期なのに、この台風の雨風で稲が寝かされるのが一番困るかなと思っております。この間の風で、うちのところも稲が寝てきているところがあるので、この上台風にやられると困ったかなと思っております。もう間もなく稲刈りですけども、今米がないとテレビで騒いで、越谷のスーパーが、結構頻繁にニュースで映っております。

局 長

何はともあれ、これから皆さん、暑いさなかの稲刈りが始まります。体には十分気をつけて農作業に当たっていただければと思います。本日はよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。
本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。
それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

統 括 主 幹

ただいまより開催いたします。
まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から9番の小林委員、10番の中島委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。
第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万7,485.2平方メートルです。通作距離は0.6キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万318平方メートルです。通作距離は1.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め18名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万318平方メートルです。通作距離は1.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め18名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議 長

事務局からは以上です。
ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1

統括主幹

番について事務局より、2番及び3番について推進委員5番の岡安委員よりお願いいたします。

それでは、1番について事務局からお願いいたします。

原田推進委員、欠席ということで、代わりに報告をさせていただきます。

1番の件について説明します。

8月19日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

2番及び3番について、岡安委員よりお願いいたします。

5番推進委員
(岡安委員)

2番及び3番の件について説明いたします。

8月20日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり現地の管理状況については問題ございません。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

山崎委員。

14番委員
(山崎(明)委員)

2番と3番の●●●●なのですが、どのような会社なのでしょうか。

議長

事務局、お願いします。

統括主幹

ただいまご質問のございました、●●●●株式会社の法人の説明をさせていただきます。

会社設立が平成28年9月2日、東京都中央区日本橋に本店を置き、神奈川県小田原市、岩手県金ヶ崎町、秋田県湯沢市、越谷市相模町の4つの支店で構成されております。一時的に越谷市相模町が本店の時期もありましたが、令和5年10月から現在の東京都中央区日本橋に本

店を移しています。

●●●●氏が代表取締役を務め、農産物の生産、加工、貯蔵、運搬及び販売を主たる目的とし、多角的な経営を行っています。また、令和元年には法人として神奈川県小田原市長、岩手県金ケ崎町長から認定農業者として認定を受けています。

岩手県金ケ崎町、千葉県野田市で農地を所有及び賃借しており、神奈川県小田原市、福島県いわき市で農地を賃借しており、所有する農地は9,063平方メートル、借入地は2万1,255平方メートルで、経営面積の合計は3万318平方メートルであります。なお、事務局で他市町の耕作状況等を確認したところ、適正に耕作されているとのことでした。また、本市においても令和6年7月の委員会で農地の所有及び賃借で農地法第3条の許可を得ております。

現在の生産物は、イチゴ、ブルーベリーであり、今後はこれらに加え露地野菜、水稻、たかきび（ソルガム）を計画しております。

農業に該当する売上げは、令和2年が7,000万円、令和3年が7,500万円、令和4年が2億5,800万円で、今期は3億860万円の見込みとなっております。

越谷市内で農業経営実績はありませんが、代表取締役●●氏本人からの聞き取りでは、今後市内、主に増林、増森、相模町及び大成町を中心に営農活動を進め、耕作放棄地解消、収益性のある農業の確立、若い方の就農、地域やグループで農地を守ることなどを目的とし、市内で農業の実績を積んでいきたいとのことでした。

説明は以上です。

議長

14番委員

(山崎(明)委員)

議長

全員

議長

よろしいですか。

はい。

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議長

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび相続した実家建物の敷地の一部の地目が畑であることが判明いたしました。引き続き住宅敷地として使用することから、適法な敷地にするための申請です。なお、令和6年7月22日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を田口委員よりお願いいたします。

3番委員

それでは、1番の件につきまして説明をいたします。

（田口委員）

8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。東側は水路であり、南側及び西側は宅地に接しており、北側は既存でコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。
	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
	続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について、事務局より説明願います。
	続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。
統 括 主 幹	議案書の3ページから4ページを御覧ください。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
	それでは、1番の概要ですが、転用目的は資材置場、駐車場です。
	転用理由といたしまして、譲受人は昭和55年に市内に本店を置き、主に害虫駆除やその他小動物の駆除を業として営む法人です。現在自社の敷地内に梱包用の廃材置場と営業車を駐車していますが、満杯状態で社員が一時期に帰社しますと路上駐車をせざるを得ない状況で、近隣の方にご迷惑をかけている状態であります。新たに資材置場と駐車場を計画し土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。
	続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成6年に市外に本店を置き、主に自動車用部品及び自動車用附属品の製造販売を営む法人です。業績も順調に推移し、現在資材置場として使用している自社の敷地内では手狭になり、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地は本

社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は近隣に商業施設や公園があり子育てをする環境が整っており、妻の実家にも程近く、最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の両親の所有する住宅に居住しておりますが、ライフスタイルの違いから自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも近く、将来両親の介護等お互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成21年に自動車整備士の資格を取得し、独立して自動車修理工場を設立することを計画し土地を探していたところ、申請地の周辺には工場や住宅が建ち並び自動車の保有台数も多く見込まれ、自動車修理の需要も期待でき、近くに東埼玉道路も整備される場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和6年2月2日付で、自動車修理工場として農用地区域から除かれています。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和27年にこの寺院に属する僧侶、門徒、その他の信者を教化育成し、その他この寺院の目的を達成するための業務及び礼拝の施設その他財産の維持管理を行う目的で設立されました。現在本寺院の駐車場が狭く、参詣者が多い時期は路上駐車が発生しており、近隣の方々にご迷惑をかけております。このようなことから、駐車場を新たに設置することを計画し土地を探していたところ、申請地は本寺院からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請

議 長

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の母親の所有する住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は駅や商業施設にも近く、住環境も整っており、幼少期から親交の深い叔母の住宅にも程近く、将来生活支援等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について瀬尾委員、3番について6番の山崎委員、4番について三ツ木委員、5番について中島委員、6番及び7番について坂巻委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

8月15日に現地確認をしております。申請地の現況は田、畑、転用目的は資材置場及び駐車場であります。西側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じく8月15日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場であります。南側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

3 番について、山崎委員よりお願いいたします。

6 番 委 員

3 番の件について説明いたします。

(山崎 (保) 委員)

8 月 15 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

4 番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1 番 委 員

4 番の件について説明いたします。

(三ツ木委員)

8 月 13 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロック及び矢板を設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

5 番について、中島委員よりお願いいたします。

1 0 番 委 員

5 番の件について説明します。

(中島委員)

8 月 16 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は自動車修理工場です。北側及び南側出入口部分を除き、周囲は既存コンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

6 番及び 7 番について、坂巻委員よりお願いいたします。

4 番 委 員

6 番の件についてご説明いたします。

(坂巻委員)

8 月 16 日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。北側の出入口部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長
全 員
議 長

いと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、7番の件についてご説明いたします。同じく8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案の8番から18番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の4ページから6ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から18番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、8番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和48年に市外に本店を置き、主に建設機械器具のリース、販売、修理及び土木工事業を営む法人です。近年インフラの修繕や老朽化による建て替え等で業績が伸び、また事業拡大も含め多種多様な工事環境に対応するため、重機を増やす計画をするに当たり、現在使用している資材置場では手狭になり、安全面での対

策も考慮し、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地は現在使用している資材置場からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和6年2月2日付で、資材置場として農用地区域から除かれています。

続きまして、9番及び10番については関連がありますので、併せて説明いたします。転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和47年に市外に本店を置き、埼玉県内に2か所の営業所を持ち、主に福祉輸送を目的とする運送業、福祉関連事業を営んでおります。令和2年に埼玉県と県立特別支援学校スクールバス運行業務の委託契約を結び、越谷市、八潮市、川口市、草加市、三郷市、吉川市、蕨市、松伏町を送迎支援するための大型車両を含め約30台を駐車できるバスターミナルを賃借していますが、新たに令和5年より埼玉県立三郷特別支援学校及び同校スクールバス運行経路委託契約を締結し、現在のバスターミナルが手狭になり、職員の出勤、退社時には車両が周辺道路に停車する事態になっており、近隣住民の方にご迷惑をかけている状況です。また、令和7年度よりさいたま市立ひまわり特別支援学校及びさいたま市総合療育センターひまわり学園への送迎バス運行業務の委託事業も始まるため、新たに大型バス及び従業員用の駐車場を計画し土地を探していたところ、申請地は営業所からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成22年に市外に本店を置き、埼玉県、東京都、千葉県及び神奈川県で解体工事業登録をし、解体工事を営む法人です。現在間借りしている狭隘な資材置場は埼玉県内に散在し、また都内に賃借している資材置場は住宅街に近く、近隣住民とのトラブルが発生するなど問題を抱えております。今後土木工事業へも事業拡大を考えており、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理

由といたしまして、譲受人は令和4年に市外に本店を置き、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を中心に解体工事業を営む法人です。現在賃借している資材置場の賃料の値上げ要求を受け、経営上の問題から自社の資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地はこれからの事業拡大を考えている埼玉県北部や群馬県南部へのアクセスもよく、本社にも程近い場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、将来両親のサポート等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は近隣には商業施設や学校があり、子育ての環境も整っており、祖父の居住地にも程近く、生活支援のサポート等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、将来両親のサポート等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は伸びやかに子育てをするにはよい住環境の場所で、妻の実家にも近く、将来両親のサポート等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、17番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は近隣に商業施設、飲食店及びクリニック等があり、生活環境が整っていて、実家にも程近く、子育てや将来両親の介護等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、18番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成22年に市内に本店を置き、主に自動車販売、修理及び保険代理店業務を営む法人です。今後販売台数の増加やレンタカーの取扱業務を計画していることから、新たに資材置場（車両置場）を計画し土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和6年2月2日付で、資材置場として農用地区域から除かれています。

以上11件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、8番から10番については私から説明いたします。11番及び12番について白鳥委員、13番から18番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、8番から10番について、私から説明いたします。

8番の件について説明いたします。8月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。北西側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件について説明いたします。同じく8月15日に

5 番 委 員
(白鳥委員)

議 長

2 番 委 員
(石塚委員)

現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。南東側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明します。同じく8月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。南西側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、11番及び12番について、白鳥委員よりお願いいたします。

11番の件について説明します。

8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、12番の件について説明します。8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

13番から18番について、石塚委員よりお願いいたします。

13番の件について説明します。

8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲に既設コンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、14番の件について説明します。8月19日に現地を確認

しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、15番の件について説明します。8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側、東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、16番の件について説明します。8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、17番の件について説明します。8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲に既設コンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、18番の件について説明します。8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。北側、南側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

3 番 委 員
(田口委員)

8番の件につきまして、質問が3点ほどございます。まとめて質問でよろしいでしょうか。

議 長

はい。

3 番 委 員
(田口委員)

それでは、まず1点目なのですが、こちらの件は資材置場ということで、今回申請のほうが出ております。道路を挟んで2つの区画という形になっておりますが、両方合わせますと5,400平米、5反4畝という面積になります。こちらの治水関係、要は雨水施設とかの検

討とか指導とか、そういうものは行われているのかどうなのかということ

ことを1つ、まずそれが1つ目の質問となります。

2つ目につきましては、こちらの場所が案内地図を見ていただいても、西側に出羽公園、グラウンドですね、あと近くには体育館、テニスコート、またグラウンドゴルフなどが行われますグラウンドが近くにあります。あと、出羽地区センターもありまして、非常に人が多く集まる場所と考えられます。今回の資材置場というのは重機等が置いてある場所ということになりますので、重機が自走して動くということはないとは思いますが、その重機の搬入、搬出のときに、かなりの大きな車の出入りがあるのではないかなと思います。道路の使用というか、そちらのほうの件はどのようなになっているのかということが2点目になります。

もう一点につきましては、やはり大きい重機のほうが入っているということで、埋立て等をしたときにかなりの表層改良ですか、というのをいうという形に書いてありますが、そちらのほうは地盤改良という形の考え方でよろしいのでしょうか。かなり重い、100トンとか120トンのクレーン等が置いてあるということで、かなりしっかりとした形の地盤改良を行わないと沈んでしまったりとかする可能性がありますので、そちらのほうの地盤改良は行われるのか。行われた場合に、本当にこちらの土地の周りに対しての被害が起こらないのかどうか。

以上3点をちょっと質問させてください。よろしくお願いいたします。

議 長
開発指導課長

事務局、お願いします。

最初の、まず雨水関係なのですけれども、この転用の申請1つになっているのですけれども、道路を挟んで2つに分かれておりますので、それぞれの2つの区域において雨水の計算等、市の河川課の協力を得ております。

あと2番目、公共施設が近くにあるという形なのですけれども、申請する前に道路管理者、道路総務課のほうの運搬計画協議というのが

議長
3 番 委 員
(田口委員)

開発指導課長
議長
3 番 委 員
(田口委員)

議長
全 員
議長

議長

統括主幹

ありまして、そちらの協議が調っているということで、今回転用申請なされております。

あと、地盤改良につきましては、環境部門のほうとよく協議するようという形で、条例の事前協議のときに要請させてもらっているのですが、その辺の協議が調って必ず転用申請をされているはずですので、もう一度私のほうで、その辺地盤改良等について担当のほうに確認してみたいと思っております。

以上です。

どうぞ。

再質問です。すみません。

1 番のほうの雨水のほうの件ですけれども、2 つの区画という形で雨水のほうの計算等をしているということですが、両方の土地に対してしっかりと雨水対策というのをやってもらうという形で話のほうを進めているということによろしいでしょうか。

そのとおりです。

よろしいですか。

はい。

ほかに質問は。

なし。

ほかに質疑はないということで、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第 4 号議案 越谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の決定について、事務局から説明願います。

議案書の 7 ページ及び別紙のほうを御覧ください。第 4 号議案 越谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の決

定について説明します。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び方法についての指針を定めるように努めなければならないことになっております。指針を定めようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないことから、令和6年7月25日から令和6年8月2日までの期間において指針（案）の提示をさせていただき、意見を求めましたところ、意見はございませんでしたので、本提案内容についてご審議いただくものです。

それでは、指針（案）の内容について説明します。農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられました。越谷市においては、遊休農地の発生防止、解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積、集約化を図るため、農地中間管理機構を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

こうした状況の中、地域の強みを生かしながら農地保全及び活力ある農業を維持するため、法第7条1項に基づき、越谷市農業委員会の「農地等の利用の最適化に関する指針」として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めるものです。

この指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに、検証、見直しを行うものです。

具体的な目標、推進方法及び評価方法は指針（案）のとおりです。

なお、遊休農地の数値についてですが、遊休農地を増やさないということを目指しています。

集積率については、10年後に県の目標値となるように設定しています。

新規参入については、前回の指針と同様に個人、法人それぞれ「1」としています。

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

議

長

全
議

員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局よりお願いいたします。

統 括 主 幹

それでは、報告させていただきます。

議案書の8ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、5件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の9ページから10ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の11ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の12ページです。第4号報告 農地改良に係る届出について、2件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

議

長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

局	長	会長、ありがとうございました。
		それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。
職	務	代理
		本日は、大変出席ありがとうございます。会長が申し上げましたとおり、まだ暑い日が続いております。来月には研修会もございますので、体に気をつけて出席のほうをよろしく願います。
		本日はご苦労さまでした。
局	長	ありがとうございました。
		本日の総会はこれにて閉会といたします。
		(閉会時刻：午前10時56分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年 8月26日

議 長

署名委員

署名委員